

# 初めて体験した「働く場」でかいた汗



本市では、全中学校の2年生全員を対象として、市内の事業所のご協力とご理解をいただきながら、職場体験学習を実施しています。これは、生徒たちに地域社会に学び、地域の方々とともに「生きる力」や感謝の心を育み、課題を解決していこうとする意欲や態度、豊かな人間性や能力を育成することを目的として行っているものです。

市役所では、南中学校2年の影井了さんと前田美鈴さんが6月21日から25日までの5日間、日本きのこセンター菌茸研究所と鳥取ワシントンホテルプラザで職場体験を

している中学生を取材し、この「とっとり市報」の1ページを作成しました。取材のアポ取り、インタビュー、写真撮影、原稿書き、レイアウトを2人で担当。慣れない環境の中で、試行錯誤しながら何を感じどんなことを学んだのでしょうか。初めて体験した「働く場」でかいた汗が、中学生の将来の何かの糧になればと願ってやみません。

問い合わせ先 市役所本庁舎広報室 ☎ 0857-20-3159

## 日本きのこセンター菌茸研究所 ◆研究で学んだ驚きと発見

菌茸研究所の研究員の寺島さんに日本きのこセンター設立の経緯を伺うと、昭和22年、その前身である全国椎茸普及会として、農山村にシイタケ栽培などのきのこに関わる仕事を作り出すこと、菌類の役割に注目した自然生態の維持などを目的に設立されたとのことでした。

仕事内容は、乾シイタケの日本産と外国産の判別、DNAの分析、原木栽培、きのこの品種を作る、きのこの保存の5種類に分けられます。研究員の時本さんに伺ったところ、産地の判別は、安い中国産を日本産と偽って売られ、日本産の価格を不当に下げられないためにしているそうです。3人の中学生は、難しい精密な作業を実際に行い、その時の顔は普段では見せない、仕事をしているプロの人と同じ表情でした。



集中して機械操作中

この職業の楽しいところを時本さんに伺うと、研究には夢があり、ほとんど興味があわいてくることだそうです。中学生は、精密な作業や山に行き

体を使った作業など、とてもすごい仕事だと思ったと語ってくれました。3人とも驚きや発見を通じて、仕事の楽しさ、大変さをたくさん肌で感じる事ができたと思います。

## 鳥取ワシントンホテルプラザ

## ◆笑顔と目に見えない気遣い

ワシントンホテルでは、ベッドメイキングや部屋の清掃を教わり、シートとふとんの間に空気を入れてベッドを整えたり、清掃終了後にはお互いにチェックし合ったりして、お客様が過ごしやすくするという従業員のみなさんの細かい気遣いに、5人の中学生はとても感心していました。



ベッドメイキング体験中

指導されていた植垣さんに仕事をさせて嬉しさを尋ねると、お客様から「きれいな部屋をありがとうございました」など、お礼のメモを残していただけること、つらいことは、仕事中はクーラーを消すので暑いことだそうです。中学生には、プライドを持ってプロ意識で仕事をやっているの、職業によって人を

見る目を変えないでほしいと話しておられました。

また、フロントの貞谷さんに中学生に学んでほしいことを伺うと、お客様に満足していただける時間と空間を提供すること、笑顔と感謝の気持ちを持って接することだと、素敵な笑顔で話してくださいました。

中学生も、あいさつや笑顔をつくるのが思ったよりむずかしいと話しながらも、私たちが取材のためホテルに入ったときには、とてもいい笑顔で迎えてくれました。

## 鳥取市長から中学生へ

職場体験初日に竹内市長に面会し、インタビューしました。中学生にどんな大人になってほしいか尋ねると、「地域の行事に参加し、故郷を知り、故郷を大切にする大人になってほしい」と話しておられました。

## 編集後記

職場体験学習で、実際に仕事をする楽しさが分かり、市報作成では、たくさんの方に読んでいただけるようにする工夫を学びました。仕事の難しさを体験し、働く人のすごさが分かりました。(影井 了)

市報の1ページを作成して、取材の大変さや、言葉にして伝えることの難しさを学びました。市報を作るには、たくさんの時間がかかるのだなあと思いました。良い体験になりました。(前田 美鈴)

# あなたの悩みを聴かせて

～ 人権擁護委員の活動と身近な人権相談窓口 ～

問い合わせ先 市役所本庁舎人権推進課 ☎ 0857-20-3144

本市では、あらゆる差別をなくするため、国、県などの関係機関と連携、協力しながら人権啓発活動、人権相談等を行っています。今回、その一つである人権擁護委員の活動と、人権相談窓口についてご紹介します。委員の池本道子さんと林田迪子さんに、活動についての想いをつかいました。



はやしだみこさん 林田迪子さん  
いけもとみちこさん 池本道子さん

## 人権擁護委員とは？

人権擁護委員は、市町村長が、人権擁護委員にふさわしい候補者を選び、議会の意見を聞いた上で、法務局に推薦し、法務大臣から委嘱されます。本市では27人の委員が活動しています。

主な活動は、「啓発活動」、「人権相談」、「人権侵害による被害者の救済」です。

啓発活動としては、6月1日の「人権擁護委員の日」や、12月4日からの「人権週間」に、人権尊重の大切さを呼びかける街頭啓発を行ったり、「全国中学生人権作文コンテスト」を実施しています。また、市と協働で市内の小学校10校に花の苗などを配布し、子どもたちが協力して花を育てることを通して、命の大切さや思いやりの心を育む「人権の花運動」や、小学校、幼稚園などを訪問して「人権教室」を行っています。

## なんでも聴かせてください

人権相談は、「常設相談所」、「特設相談所」があり、他に委員が出かけて相談に応じる場合があります。「常設相談所」は鳥取地方法務局で、平日の午前8時30分から午後5時15分まで行っており、午前9時から午後4時までの間は

委員が担当します。「特設相談所」は、毎月、地域ごとに公民館などで行っています。いずれも、相談は無料で、秘密は守られますので、お気軽に相談ください。

「人権相談」と聞くと、何か難しいことで、自分の悩みとは違うと思われるかもしれませんが、日々の暮らしの中の、夫婦・親子・育児・近所づきあい・職場の悩みことなどは、人権と深くかわつていきます。DV（ドメスティックバイオレンス）やセクシュアルハラスメント、いじめ、虐待のように、自分の安心や自由が奪われることは、人権が脅かされているということなのです。

さまざまな問題が複雑に絡み合っている場合でも、お話を聴きながら一緒に問題点を拾い上げ、他の機関と連携をとり、問題解決の糸口を捜していけると思います。

年間の自殺者が三万人を超える社会で、切実な悩みの相談を必要とする人は多いのではないのでしょうか。相談に来られるのを待つだけではなく、私たちがも行動していかなければならないと考えています。

相談者が聴いてほしい一番辛いこと、どうされたいか、傾聴し、寄り添いながら、その人の抱えている悩みが、少しでも解決できれば、それ以上のことはないと思います。

人権擁護委員・法務局の人権相談窓口	
人権擁護委員常設相談所 (鳥取地方法務局内)	0857-22-2475
女性の人権ホットライン (全国共通ナビダイヤル)	0570-070-810
子どもの人権 110 番 (全国共通フリーダイヤル)	0120-007-110
特設相談所の開設日時は本紙「無料相談」に掲載されます。	
本市の人権相談窓口	
人権推進課 啓発・相談係	0857-20-3144
鳥取市男女共同参画センター	0857-24-2704
中央人権福祉センター	0857-24-8241
〃 湖南分館	0857-54-0131
高草人権福祉センター	0857-24-1763
江山人権福祉センター	0857-53-1542
南人権福祉センター	0857-53-0412
西人権福祉センター	0857-27-1064
国府人権福祉センター	0857-27-4774
河原人権福祉センター	0858-85-0135
用瀬人権文化センター	0858-87-2447
佐治人権福祉センター	0858-88-0806
気高人権福祉センター	0857-82-3363
その他の人権相談窓口	
(財)鳥取市人権情報センター	0857-24-3125

その他の相談窓口は本紙 30 ページの「無料相談」をご覧ください。